

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

愛媛県社会保険労務士会 会長 殿

愛 媛 労 働 局 長

愛媛労働局の組織見直しに伴う「雇用環境・均等室」の
設置について

愛媛労働局の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、当局におきましては、男女ともに働きやすい雇用環境を実施するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策を一体的、効果的に推進するとともに、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにして、相談者の利便性の向上を図ることなどを目的に、現在の総務部企画室及び雇用均等室等の組織を見直し、平成 28 年 4 月から新たに「雇用環境・均等室」を設置することとしたのでお知らせします。

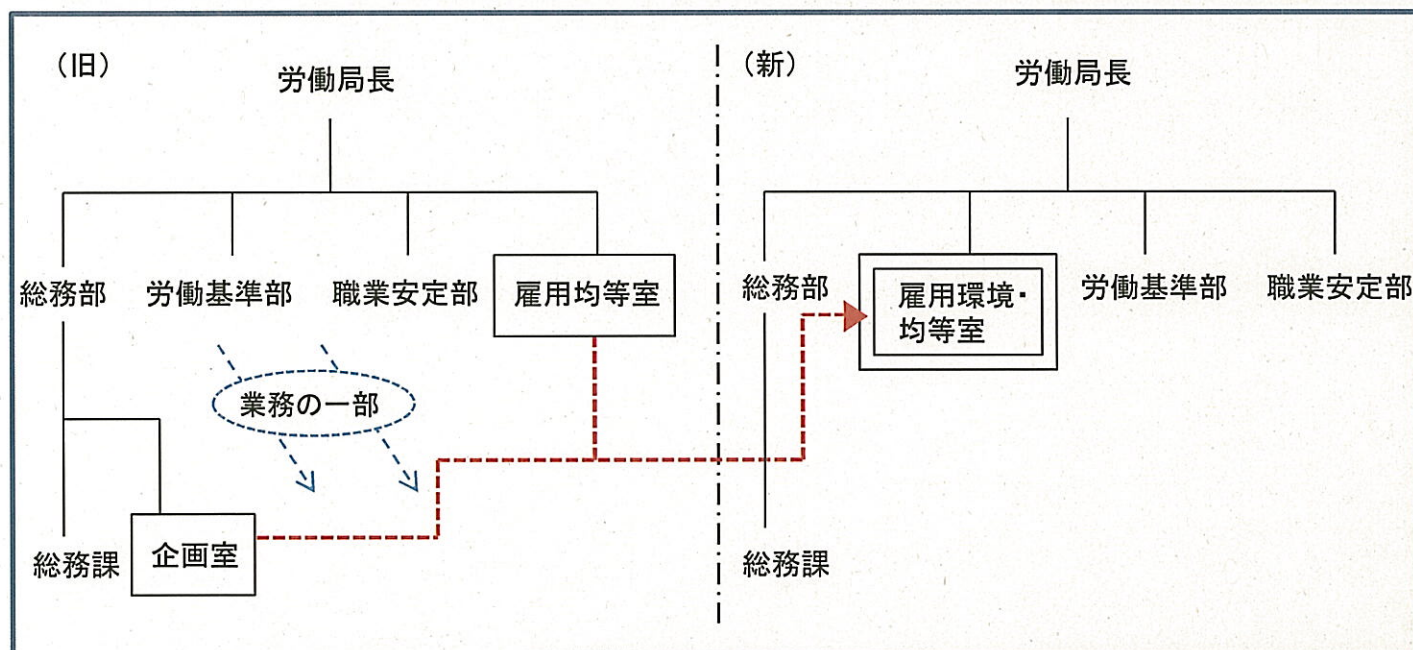
また、幅広く事業主等に周知いたしたく、別紙の広報記事を作成しましたので、貴職の発行する広報紙、メールマガジン等への掲載についてご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



愛媛労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置します

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を、同一の組織で一体的に進めます。



ポイント1(総合的な行政事務の展開)

- 雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
- 「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2(労働相談の窓口の一本化・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施)

- ①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
- 「雇用環境・均等室」に労働相談の窓口を一本化。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施

ポイント3(業務実施体制の整備・強化)

- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に配置する専門官職(雇用環境改善・均等推進指導官)を増員